

高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金

高山市農政部畜産課

1 目的

畜産飼料の価格高騰が長期化し、市内の畜産農家の経営を圧迫している状況にあることから、高山市では、令和4年度に続き、配合飼料安定制度のない乾燥させた粗飼料を購入する酪農及び和牛の畜産農家へ、購入経費の一部に対し、助成金を交付することにより、飛騨牛乳・飛騨牛の産地とブランドを守り、市内畜産農家の経営安定を図ることを目的とします。

2 対象者

独立行政法人 家畜改良センターの牛個体識別台帳に登録されている乳用牛、肥育牛、繁殖和牛、子牛（乳牛及び和牛の260日以下の日齢）を飼育する市内の畜産農家

3 対象品目

乾燥させた購入粗飼料等を対象

（例：スーダン、チモシー、稲わら、オーツヘイ、アルファルファなど）

※サイレージを除く



4 事業概要

乾牧草の粗飼料を購入する畜産農家に対し、その購入経費高騰分の一部を助成します。

※期間 令和5年度上半期（令和5年4月1日～9月30日までの購入分）

5 補助対象

助成対象は、令和5年4月1日から9月30日までの期間に納品された粗飼料の購入に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）の一部とします。（算出した補助対象の額は円未満切捨てとします）

6 助成金の算定

①助成金の額は、農家ごとに直近（令和5年4月から9月）の粗飼料購入単価と価格高騰前（令和3年4月から9月）の粗飼料購入単価の差額に直近の飼養頭数（令和5年4月1日）を乗じた額の2分の1以内（千円未満の端数は切捨て）の額が助成金となります。

$$\text{①助成金算定式：差額単価(円/頭) × 飼養頭数 × 1/2}$$

②助成金上限額の算定方法

| 1日に必要な粗飼料購入経費 | | | 対象 日数 | 飼養 頭数 | 補助率 | ② |
|----------------|---------------|--------------|----------|----------|-------|-----------------|
| 高騰差額 | 1日あたり基本粗飼料消費量 | 非自給率 | | | | |
| 30,000 円/トン | 乳用牛 | 0.0100 トン/日 | × 183 日 | ● 頭 | × 1/2 | = 各農家の 支援上限額 |
| | 肥育牛 | 0.0025 トン/日 | | ● 頭 | | |
| | 繁殖和牛 | 0.0070 トン/日 | | ● 頭 | | |
| | 子牛 | 0.00125 トン/日 | | ● 頭 | | |
| | | 60% | | | | |

$$\text{②上限額算定式：高騰差額分(30,000円) × 基本粗飼料消費量 × 非自給率(60%) × 対象日数 × 飼養頭数 × 1/2}$$

①と②を比較し、低い算定額を助成金として交付

※助成金の交付については、申請者の意向により、対象期間中でも概算払いが可能です。
 ご希望の方は、別途ご相談下さい。
 （残額分については対象期間経過後に精算します）



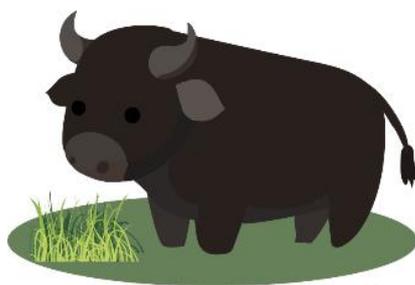
7 スケジュール

| | R5 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | R6 1月 | 2月 | 3月 |
|---------|---|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----------|----|----|
| 算定期間 | 上半期 | | | | | | | | | | | |
| 飼養頭数基準日 | R5.4.1 | | | | | | | | | | | |
| 比較対象期間 | R3.4.1 ~ R3.9.30 | | | | | | | | | | | |
| 手続き期間等 | <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: left; margin-right: 10px;"> <p>対象期間 </p> <p>申請期間 </p> <p>交付 </p> </div> <div style="flex-grow: 1;"> </div> </div> | | | | | | | | | | | |

8 申請書類

- (1) 別記様式第1号 高山市粗飼料価格高騰対策事業補助金交付申請書
 別記様式第2号 高山市粗飼料価格高騰対策事業 飼養牛一覧
- (2) 上半期分 (R5.4.1~9.30) の粗飼料購入額のわかる書類（請求書写し等）
- (3) 令和3年同期 (R3.4.1~9.30) の粗飼料購入額のわかる書類の写し

※上記(3)について、令和4年度の第1四半期（4月～6月）、第2四半期（7月～9月）に交付を受けた方は、提出不要です。



お問い合わせ先
 高山市役所 農政部畜産課 畜産振興係
 ☎(0577)35-3142

